

国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 旅 費 規 則 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後														
(前 略)		<p>附 則（令和7年7月総長裁定）</p> <p>1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の日前に旅行を開始する場合における旅費請求等の手続については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>														
<p>別表</p> <p>第1表（交通費）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旅費の種類</th> <th>支給の対象</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通費</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄道費</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バス賃</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船賃</td> <td>1 その乗船に要する運賃 (①運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃、教授、准教授、部課長級及び教職員にあっては中級の運賃及びその他(第2表及び第3表のその他の区分に該当する者をいう。以下本表において同じ。)にあっては下級の運賃、②運賃の等級を2階級</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		旅費の種類	支給の対象	金額	交通費	(略)		鉄道費	(略)		バス賃	(略)		船賃	1 その乗船に要する運賃 (①運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃、教授、准教授、部課長級及び教職員にあっては中級の運賃及びその他(第2表及び第3表のその他の区分に該当する者をいう。以下本表において同じ。)にあっては下級の運賃、②運賃の等級を2階級	(略)
旅費の種類	支給の対象	金額														
交通費	(略)															
鉄道費	(略)															
バス賃	(略)															
船賃	1 その乗船に要する運賃 (①運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃、教授、准教授、部課長級及び教職員にあっては中級の運賃及びその他(第2表及び第3表のその他の区分に該当する者をいう。以下本表において同じ。)にあっては下級の運賃、②運賃の等級を2階級	(略)														

	に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃並びに役員及び部局長以外の者にあっては下級の運賃)	
2～4	(略)	
航空賃	(略)	(略)
車賃	(略)	(略)

備考 :

- 1 (略)
- 2 鉄道賃の項の4による特別車両料金並びに航空賃の項の内国旅行の2による運賃等並びに外国旅行の1及び2に係る役員及び部局長以外の者の運賃については、特にその利用が必要なものとして別に定めるものに限り、部局長と同基準とすることができる。
- 3 (略)

第2表 (内国旅行に係る日当及び宿泊料)

旅費の種類	支給の対象	金額
日当	旅行中の日数に応じた1日当たりの定額	役員・部局長 3,000円
	教授・准教授・部課長級	2,500円
	教職員	2,200円
	その他	1,500円
宿泊料	旅行中の夜数に応じた1夜当たりの定額	役員・部局長 14,000円
	教授・准教授・部課長級	13,000円

	部局長以外の者にあっては下級の運賃)	
2～4	(同 左)	
航空賃	(同 左)	(同 左)
車賃	(同 左)	(同 左)

備考 :

- 1 (同 左)
- 2 鉄道賃の項の4による特別車両料金並びに航空賃の項の内国旅行の2による運賃等並びに外国旅行の1及び2に係る役員及び部局長以外の者の運賃については、特にその利用が必要なものとして別に定めるものに限り、役員及び部局長と同基準とすることができる。
- 3 (同 左)

第2表 (内国旅行に係る日当及び宿泊料)

旅費の種類	支給の対象	金額	
		東京都・京都府	その他道府県
日当	旅行中の日数に応じた1日当たりの定額		2,500円
宿泊料	旅行中の夜数に応じた1夜当たりの定額	役員・部局長 18,000円	15,000円
		教職員・その他 16,000円	13,000円

教職員	10,900円
その他	8,500円

備考 :

- 1 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、別に定めるものを除き、宿泊料は支給しない。
- 2 (略)

第3表 (外国旅行に係る日当及び宿泊料)

旅費の種類	支給の対象	金額		
		指定都市	甲地	乙地
日当	旅行中の日数に応じた1 長	役員・部局	8,000円	7,000円
				5,000円
	日当たりの定額	教授・准教授	7,000円	6,000円
		授・部課長級		5,000円
		教職員	6,200円	5,200円
宿泊料	旅行中の夜数に応じた1 長	役員・部局	25,000円	21,000円
				17,000円
	夜当たりの定額	教授・准教授	22,000円	18,000円
		授・部課長級		15,000円
		教職員	19,300円	16,100円
				12,900円

備考 :

- 1 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、宿泊料は支給しない。
- 2 (同 左)

第3表 (外国旅行に係る日当及び宿泊料)

旅費の種類	支給の対象	金額		
		指定都市	甲地	乙地
日当	旅行中の日数に応じた 1日当たりの定額		7,000円	6,000円
				5,000円
宿泊料	旅行中の夜数に応じた1夜 当たりの定額	役員・部局	45,000円	35,000円
		教職員・ その他	40,000円	30,000円
				22,000円

	<u>その他</u>	16,000円	13,000円	10,000円
--	------------	---------	---------	---------

備考 :

- 1 } (略)
- 2 }

● 3 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、別に定めるものを除き、宿泊料は支給しない。この場合における日当は、外国を出発した日及び外国に到着した日を除き本表の規定にかかわらず、第2表による日当の額とする。

- 4 } (略)
- 5 }

第4表 (内国における赴任に係る移転料)

旅費の種類	支給の対象	金額					
		100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上	1,000km以上	2,000km以上
移転料	赴任役員に伴う住所又は居所の級	70,000円	85,000円	110,000円	145,000円	150,000円	190,000円
	部局長教授准教授部課長級	00円	00円	000円	000円	000円	00円
		60,000円	75,000円	90,000円	125,000円	130,000円	160,000円
		00円	00円	00円	000円	000円	00円

備考 :

- 1 } (同 左)
- 2 }

● 3 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、宿泊料は支給しない。この場合における日当は、外国を出発した日及び外国に到着した日を除き本表の規定にかかわらず、第2表による日当の額とする。

- 4 } (同 左)
- 5 }

第4表 (内国における赴任に係る移転料)

旅費の種類	支給の対象	金額					
		100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上	1,000km以上	2,000km以上
移転料	赴任役員に伴う住所又は居所の級	70,000円	85,000円	110,000円	145,000円	150,000円	190,000円
	部局長教授准教授部課長級	00円	00円	000円	000円	000円	00円
		60,000円	75,000円	90,000円	125,000円	130,000円	160,000円
		00円	00円	00円	000円	000円	00円

移転 に係 る旧 居住 地か ら新 居住 地ま での 距離 に応 じた 定額	教職員												移転 に係 る旧 居住 地か ら新 居住 地ま での 距離 に応 じた 定額										
備考 : (略) (中 略)												備考 : (同 左)											

別図1（参考）

指定都市	甲地	乙地
シンガポール	次の（1）から（3）まで記以外の国又は地域	
ロサンゼルス	に定める地域のうち	
ニューヨーク	<u>指定都市以外の地域で、</u>	
サンフランシスコ	アゼルバイジャン、アル	
ワシントン	バニア、アルメニア、ウ	
ジュネーブ	クライナ、ウズベキスタ	
ロンドン	ン、エストニア、カザフ	
モスクワ	スタン、キルギス、ジョ	
パリ	ージア、クロアチア、コ	
アブダビ	ソボ、スロバキア、スロ	
ジッダ	ベニア、セルビア、タジ	
クウェート	キスタン、チェコ、トル	
リヤド	クメニスタン、ハンガリ	
アビジャン	ー、ブルガリア、ベラル	
	ーシ、ポーランド、ボス	
	ニア・ヘルツェゴビナ、	
	北マケドニア共和国、モ	
	ルドバ、モンテネグロ、	
	ラトビア、リトアニア、	
	ルーマニア及びロシア	

別図1（参考）

指定都市	甲地	乙地
シンガポール	次の（1）から（3）まで記以外の国又は地域	
ロサンゼルス	に定める地域のうち	
ニューヨーク	<u>指定都市以外の地域</u>	
サンフランシスコ	(1) 北米地域 アメ	
ワシントン	<u>リカ合衆国、カナダ、</u>	
ボストン	グリーンランド、ハワ	
シカゴ	イ諸島、バミューダ諸	
シアトル	島及びグアム並びに	
マイアミ	それらの周辺の島し	
ホノルル	ょ（西インド諸島及び	
トロント	マリアナ諸島（グアム	
バンクーバー	を除く。）を除く。）	
ジュネーブ	(2) 欧州地域 ヨー	
ロンドン	<u>ロッパ大陸（イタリ</u>	
パリ	ア、オーストリア、オ	
リヤド	ランダ、ギリシャ、ス	
	イス、スウェーデン、	
	スペイン、デンマー	
	ク、ドイツ、ノルウェ	
	ー、フィンランド、フ	

<p><u>を除いた地域。</u></p> <p>(1) 北米地域 <u>北ア</u> <u>メリカ大陸(メキシコ</u> <u>以南の地域を除く。)</u>、 グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。)を除く。)</p> <p>(2) 欧州地域 <u>ヨーロッпа大陸(Азербай</u> <u>џиян, Альбания, Украина, Уз</u> <u>бекистан, Казахстан, Киргизия, Йо</u> <u>рғазия, Таджикистан, Туркменистан, Беларусь, Мол</u> <u>дава и Грузия включая Турцию, Исландию и Ирландию.</u></p>	<p><u>Франция, Бельгия, Португалия, Люксембург, Россия), Исландия, Ирландия, Альбания, Италия, Испания, Португалия, Греция, Кипр и Мальта, а также острова в их окрестности (Азорские острова, Мадейра, Канарские острова включая Гибралтар.)</u></p> <p>(3) <u>中东・オセアニア地域</u> <u>Арабские酋长国聯邦, Израиль, Катар, Саудовская Аравия, Турция, Австралия, Новая Зеландия и острова в их окрестности</u></p>
--	--

ランド、英國、マルタ
及びキプロス並びに
それらの周辺の島し
ょ（アゾレス諸島、マ
ディラ諸島及びカナ
リア諸島を含む。）

(3) 中近東地域 ア
ラビア半島、アフガニ
スタン、イスラエル、
イラク、イラン、クウ
エート、ヨルダン、シ
リア、トルコ及びレバ
ノン並びにそれらの
周辺の島しょしょ